

＜長期収載品の選定療養について＞

2024 年度診療報酬改定に伴い、長期収載品（後発医薬品《ジェネリック医薬品》がある先発医薬品）の選定療養が 2024 年 10 月 1 日から導入されています。患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。

■対象となる医薬品

外来患者さんの院内・院外処方（在宅自己注射も含む）

後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上の長期収載品

■対象外になる場合

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合

在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合

バイオ医薬品の場合

入院の場合（退院時処方を含む）

■負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1 となります。

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください：

[後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について | 厚生労働省](#)